

香川県恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第54号

香川県恩給条例の一部を改正する条例

香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第7条 略	第7条 時効期間満了前20日以内において、天災その他避けることのできない事変のため請求をすることができなかつたときは、その妨害のやんだ日から20日間は、時効は、完成しない。
2 略	2 時効期間満了前6月以内において、前権利者の生死若しくは所在が不明のため又は未成年者若しくは成年被後見人が法定代理人を有しないため請求をすることができないときは、請求することができるようになった日から6月間は、時効は、完成しない。
3 請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によりされた場合においては、送付に要した日数は、これを時効期間に算入しない。	3 時効期間満了前に適法に請求書を発したことの日本郵政公社による証明があるときは、時効期間内に知事に到達しなくとも、時効期間内に到達したものとみなす。
（恩給権の裁定） 第15条 略	（恩給権の裁定） 第15条 略
<u>（恩給の支払の調整）</u> <u>第15条の2 恩給の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給を停止すべき期間の分として恩給が支払われたときは、その支払われた恩給は、その後に支払うべき恩給の内払とみなすことができる。恩給を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の恩給が支払われた場合におけるその恩給のその減額すべきであった部分についても、同様とする。</u>	
<u>第15条の3 恩給を受ける権利を有する者の死亡により、その恩給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該恩給の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還</u>	

金に係る債権（以下「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき恩給があるときは、知事の定めるところにより、当該恩給の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

（恩給の請求、裁定及び支給の手続）

第16条 略

（成年の子の扶助料受給の要件）

第50条 成年の子は、公務員の死亡の当時から、重度障害の状態であり、かつ、生活資料を得るみちのないときに限り、これに扶助料を支給する。

（恩給の請求、裁定及び支給の手続）

第16条 この条例に規定するものを除くほか、恩給の請求、裁定、支給及び受給権存否の調査に関する手続については、知事がこれを定める。

（成年の子の扶助料受給の要件）

第50条 成年の子は、重度障害で生活資料を得るみちのないときに限り、これに扶助料を支給する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第15条の2及び第15条の3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の香川県恩給条例第50条の規定は、この条例の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、改正後の香川県恩給条例第50条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。